

第8回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事概要

●日時：平成29年1月20日（金曜日） 10：00～11：30

●場所：滋賀県庁北新館3階 多目的室3

●内容：〔報告〕

- (1) 改正屋外広告物条例ガイドライン（案）への対応について
- (2) 平成28年度の本県における屋外広告物行政の取組について

●出席委員：小西佐枝委員、鈴木あつ子委員、高井節子委員（会長代理）、轟慎一委員（会長）、西岡功一委員（6名中5名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

【質疑応答】

（1）改正屋外広告物条例ガイドライン（案）への対応について

- 札幌の事故の後も広告物の事故は生じていると聞いている。屋外広告業界の状況をご報告すると、日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会が連携してこれから屋外広告物点検講習会を実施していこうということになっている。昨年12月2日に東京で第1回が開催され、100名程度が受講した。関西でも今年1月28日、2月18日に大阪で開催される。
- 屋外広告士は安全点検に関する試験がなく、屋外広告業界にもその点に関する議論があるが、実務経験のある屋外広告士が点検を行うことが本来望ましいと考えている。また、点検技能講習の講師の養成が急務であることから、屋外広告士に受講を勧めたいと考えている。来年度からは滋賀県広告美術協同組合としても屋外広告物点検講習会を開催する。京都の組合との共催も考えている。
- 事故の原因としては、経年劣化によるものが多いと見られる。点検を受注して高所作業車を使った点検をすると、実際に老朽化している看板が多く見られる。ただし、負担が大きいことから、実際に点検を実施できていない場合が多い。企業によっては、自主的に古い広告物を撤去したり定期補修したりしているところもある。昨年度作成された『屋外広告物の安全管理ガイドブック』を活用し、広告主やビル所有者への周知をしていくことが必要。
- 意識の高い企業のノウハウを活かし、効率よく点検できる体制が望まれる。鉄骨の肉厚を測る計器や内視鏡による検査によって客観的に広告物の腐食状況を広告主に見せ、改修を勧めている企業も出てきており、広告主への働きかけにおいて、科学的な検査の重要性が指摘されている。

- 商店を持っている者としては、責任の所在を明確にしておくことが大切と感じている。看板の点検には気が回っていないことが多く、日頃は定期点検の負担も考えられていないことが多い。屋外広告物の保険があるといいのではないかと考える。
- 表示者、設置者、管理者、点検者などの整理と合わせて、屋外広告士や屋外広告物講習会修了者、安全点検技能講習会修了者など、それぞれの資格で具体的にどのような技能や知識が担保されているのかを整理する必要がある。広告士も筆記試験だけなのであれば、点検技能があると言えるのかなど、確認が要る。
- 通行者が多い地域について考える際に、6町域の県条例対象地域に限らず、連絡会議での連携の中で「どのエリアのどのような物件であれば許可基準を短縮すべき」という要件について、県が広域行政体として議論の場を設けることが望ましい。

(2) 平成 28 年度の本県における屋外広告物行政の取組について

- 広告主への周知・啓発はどのような形でしているのか。
 - ◆ 市の場合、独自条例の施行に係る広報をきっかけに市役所に問い合わせが増え、チラシを作成して個別の店舗等に周知を図っていくことが多いと見ている。それ以外にも市町が違反指導と一体的に周知を行う場合もあると聞いている。県としては、連絡会議における協議の中から、賃貸不動産管理業務研修会など、広域的に事業展開している関係者に効率的に制度周知を行える機会を探り、県市町が連携しながら効果的な周知を図っていければと考えている。
- 自家用広告物で、制度を知らずに悪意なく違反している事例は多いのか。
 - ◆ 京都市では集中的な違反指導の前の調査で7割は違反であったと聞いている。滋賀県内では、全市町で違反の状況把握がされている状況ではない。また、県では自家用・非自家用の違反の内訳を把握できていない。